

議案第1号

西宮市都市交通計画(仮称)の策定について

○添付資料

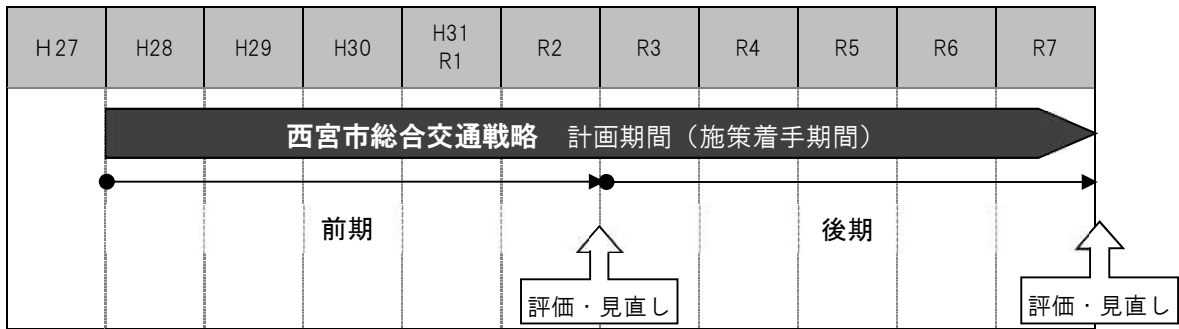
資料 「西宮市都市交通計画(仮称)の策定について」

西宮市都市交通計画（仮称）の策定について

【西宮市総合交通戦略の見直し及び西宮市地域公共交通計画（仮称）の策定】

1. 西宮市総合交通戦略の見直しについて

本市では、平成 28 年 9 月に「西宮市総合交通戦略」を策定し、関係機関と連携しながら各種交通関係施策を実施している。「西宮市総合交通戦略」の計画期間は、令和 7 年度までの 10 年間としており、毎年度進捗状況を確認しながら推進しているが、中間年の令和 2 年度には社会経済状況の変化や各施策の進捗状況などを検証し、中間評価及び計画の見直しを行うこととしている。

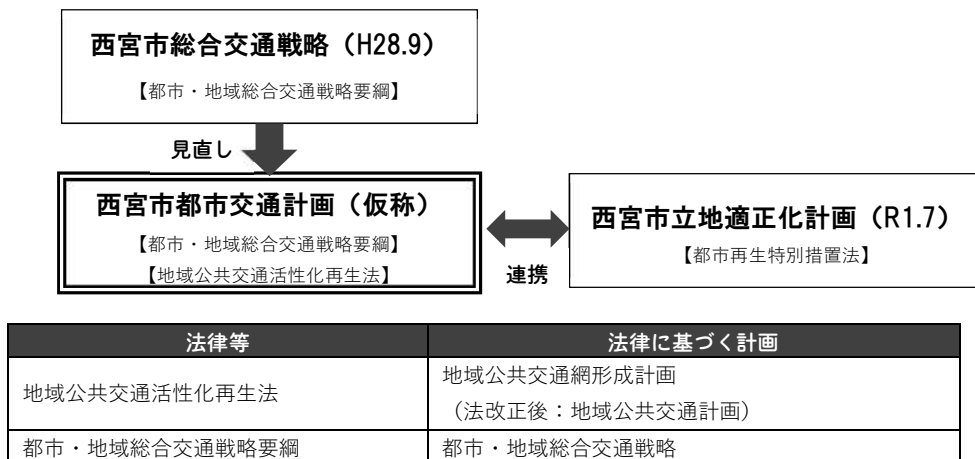


2. 西宮市地域公共交通計画（仮称）の策定について

地域の移動手段を確保・充実するため、地方公共団体主導で公共交通サービスを改善し、地域の輸送資源を総動員する取組を推進することを目的とした、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」が令和 2 年 2 月 7 日に閣議決定され、地方公共団体による「地域公共交通計画」（マスタープラン）の作成が求められている。

また、持続可能な運送サービスの提供の確保はまちづくりと連携して行う必要があり、本市では、令和元年 7 月に「立地適正化計画」を策定し、誰もが暮らしやすいコンパクトで持続可能なまちづくりを推進している。

総合交通戦略並びに地域公共交通計画は、ともに人口減少や少子高齢化がさらに進展する中でも公共交通網を一定レベルで維持することを目指すものであることから、本市では来年度予定の総合交通戦略の見直しに合わせて、地域公共交通計画についても一体的に「西宮市都市交通計画（仮称）」として作成したいと考えている。



3. 西宮市都市交通計画（仮称）の策定方針

(1) 基本的な考え方

総合交通戦略では、文教住宅都市宣言・西宮市総合計画・西宮市の都市計画に関する基本的な方針における「文教住宅都市」「活力」「ふれあい」「つなぎ育む」といったキーワードを踏まえ、基本理念を『文教住宅都市を基調とする活力とふれあいを育む都市』と定めた。

また、本市の「強み・特性」と「将来リスク」や「上位・関連計画等で掲げる基本目標など」を踏まえ、将来都市像を『みんなが暮らしやすく、お出かけしたくなるまち』としている。

都市交通計画においても目指すまちの方向性は変わらないため、総合交通戦略の基本理念と将来都市像は継承し、構成を変更せずに第5次西宮市総合計画や関連計画との整合、社会経済状況の変化や新たな課題に対応するため、必要な見直しを行う。

西宮市総合交通戦略	
基本理念	文教住宅都市を基調とする活力とふれあいを育む都市
将来都市像	みんなが暮らしやすく、お出かけしたくなるまち
基本目標	1 市民にとっての生活サービスを身近にする交通及び拠点の充実
	2 安全・安心で環境にやさしい交通ネットワークの形成
	3 ふれあいや交流の機会を増やし、拠点等の活力を波及させる公共交通の充実
	4 住宅地や文教施設の集積地の魅力を維持・向上させる交通利便性の確保
	5 高齢者、障害のある人、妊産婦等が外出しやすく、移動しやすい交通環境の確保

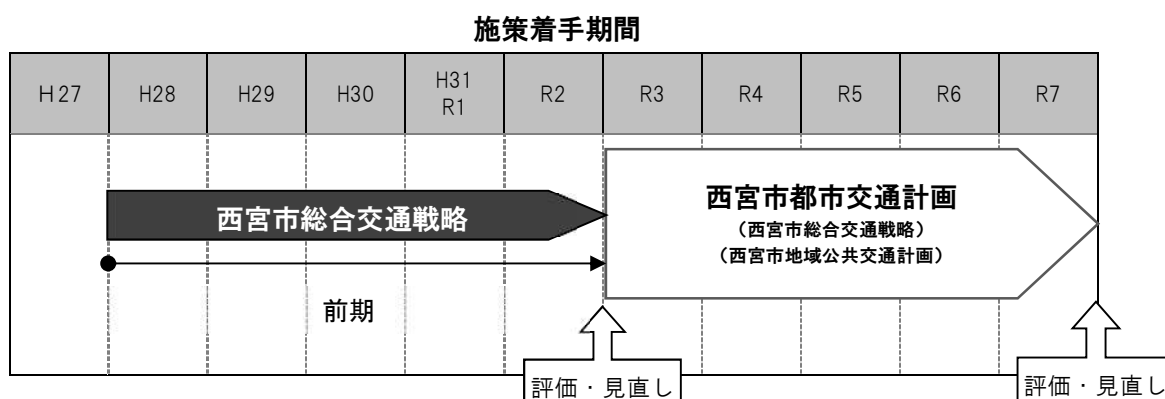
踏襲

上位関連計画との整合、社会経済状況の変化、新たな課題への対応等を整理し、必要に応じて見直し

(2) 都市交通計画（仮称）での目標年次

総合交通戦略では、施策に着手して効果が現れるまで時間がかかることを考慮し、実施施策の効果発現の目標とする年次を策定から 20 年後の令和 17 年度としており、施策着手を計画する期間（計画期間）を令和 7 年度までの 10 年間としている。

総合交通戦略の策定から各種施策を実施しており、効果が発現するまで時間がかかるため、施策の見直しを行い、引き続き推進していくこととし、都市交通計画の目標年次は総合交通戦略と同じ令和 17 年度とする。計画期間は 5 年間とし、計画期間終了時には市内の公共交通網全体について検証を行う。



(3) 新たな交通課題への対応（拠点への公共交通サービスの確保）

全国的に地方部を中心とした人口減少の本格化、路線バス等の運転士不足の深刻化等に伴って、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している中、高齢者の運転免許の返納が年々増加するなど、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になっている。

本市においても、人口は平成 28 年をピークに減少に転じており、高齢化率は令和元年末現在で約 24% となり超高齢社会を迎えている。

また、市内を運行するバス事業者も運転士の高齢化や大型二種免許保有者の減少による運転士不足の課題を抱えており、今後利用者の少ない路線において減便・廃線の可能性が懸念される。

さらに、総合交通戦略策定以降に路線バスの充実やコミュニティ交通の導入に向けた意向が高まっている地域も出てきている。

こうした中で、将来都市像「みんなが暮らしやすく、お出かけしたくなるまち」を実現するためには、生活サービス機能が集積した拠点等にアクセスするための公共交通サービスの確保への対応が必要となる。

そのため、将来の望ましい公共交通網について、当会議や関係機関と協議を行いながら、その実現に向けた取組みを協働して推進していく。

(4) 西宮市都市交通会議の役割

西宮市都市交通会議規程に基づき、本会議で適宜報告し、意見をいただきながら取り組む。基本理念や将来都市像など基本方針などは維持するため、策定のための分科会は設けず、各段階において本会議において意見聴取および協議を行い、とりまとめる。

また、都市交通計画の作成にあたっては、国の地域公共交通確保維持改善事業補助金の活用予定であり、来年度予定の法改正により補助対象者が地域活性化再生法に基づく協議会に限定される予定であることから、西宮市都市交通会議で補助申請を行い、作成に係る業務発注を行う。(令和元年12月13日開催 第17回西宮市都市交通会議(書面審議)にて承認済)

(5) 市民意識の反映

令和2年1~2月に実施した市政モニター調査(18歳以上の市民概ね400名を対象)の結果から、お出かけ状況・環境等についての意識を把握する。

また、計画素案が整った段階でパブリックコメントを実施する。実施にあたっては、広く周知するよう努める。

4. 計画策定に係る業務について

(1) 業務名

西宮市都市交通計画(仮称)策定支援業務

(2) 業務概要

- 策定資料(案)の検討・作成
- 会議等の運営補助
- パブリックコメントの実施支援

(3) 契約手続き等

西宮市契約規則を準用して行う。なお、契約及び支出負担行為は事務局長の専決事項として、西宮市都市交通会議事務局規程で定めている。

5. 予定スケジュール

項目	令和2（2020）年度											令和3（2021）年度		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
都市交通会議 （全体会議）		◆第1回				◆第2回				◆第3回		◆第4回		◆第5回
		①現況の変化について ②総合交通戦略の中間評価 ③将来公共交通網について ④評価指標 ⑤今後のスケジュールについて				①前回会議での意見の反映 ②施策の更新 ③今後のスケジュールについて				①前回会議での意見の反映 ②パブリックコメントについて ⇒ 当会議での意見を反映したもので、 パブリックコメントを実施		パブリックコメントの 意見および対応を説明		策定
パブリックコメント											意見募集			
西宮市交通政策 課題検討委員会	◆第1回							◆第2回					◆第3回	
業務委託		■入札公告、 入札	■契約					履行期間						
補助申請	■本申請		■交付決定										■交付	